

行橋市木造戸建て住宅耐震診断費  
補助制度に関するご案内

【問合せ先】

行橋市役所 都市整備部 建築政策課 建築政策係

〈住所〉 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

〈TEL〉 0930-55-9637(直通)

0930-25-1111(内線1324, 1325)

〈FAX〉 0930-25-8201

〈E-mail〉 [kenchikuseisaku@city.yukuhashi.lg.jp](mailto:kenchikuseisaku@city.yukuhashi.lg.jp)

## ① 補助内容

「福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度」(※)を利用して行った耐震診断に要する費用について、全額を補助します。

※「福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度」とは、福岡県主催の講習会を受講し登録された建築士(アドバイザー)が、申請者のお宅を訪問し耐震診断を行う制度です。

【問合せ先】福岡県建築住宅センター(生涯あんしん住宅)

TEL:092-582-8061

福岡県住宅リフォーム協会

TEL:0120-782-783

## ② 補助条件

### ◆補助の対象となる住宅

次のすべての条件を満たしている住宅

- 市内に存在していてかつ昭和56年5月31日以前に着工したもの
- 過去に耐震補助金の交付を受けたことがないこと
- 地階を除く階数が2以下のもの(中2階のある住宅は除く)
- 木造戸建て住宅(以下の場合を対象外)

※併用住宅(店舗等、居住の用に供する以外の部分があるもの)で、居住の用に供する部分が2分の1未満の場合、または、昭和56年6月1日以降に増築しており、増築部分の床面積が増築前の床面積より大きい場合

- 建築基準法及び関係法令に違反していないもの

### ◆補助の対象となる方

次のすべての条件を満たしている方

- 住宅の所有者又は所有者の親族等
- 市税、その他の公租公課を滞納していないこと
- 暴力団・暴力団員およびそれらと密接な関係を有する団体・者でないこと

### ◆耐震診断の種類及び費用

診断の種類	診断内容	金額
床下・小屋裏進入調査付診断	床下・天井裏に進入して詳しく調査する診断 (希望により、耐震改修計画書、工事概算見積書を作成することもできます。)	6,000円

### ③ 耐震診断の流れ

- ① 市に、「行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付申請書」及び「耐震診断アドバイザー制度申込書」を提出します。
- ② 約2～3週間後に、市から「補助金交付決定通知書」が送られてきます。  
※期間については前後することがございますので、予めご了承ください。
- ③ 建築士（アドバイザー）から電話が有り、耐震診断の日程を決めます。
- ④ 耐震診断をしてもらい、診断費を支払います。  
※必ず、領収書をもってください。→後で市役所に提出して頂きます。  
※耐震診断実施時に、構造が複雑である等の事由により、耐震診断ができない場合等、交付決定後であっても交付決定が取消となることがあります。
- ⑤ 市に、「実績報告書」等を提出します。
- ⑥ 市から、補助金が振り込まれます。

### ④申請手続きについて

#### ◆申請に必要なもの

- 行橋市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号）
- 滞納のない証明書（市役所 1階 総合窓口課 ②番窓口にて発行：300円）
- 建築年度が確認できる書類（下記の中から一つ）
  - ・課税資産証明書（固定資産税の納付書と一緒に入っています）の写し
  - ・固定資産評価証明書  
（市役所 1階 総合窓口課 ②番窓口にて発行：300円）
  - ・登記簿謄本（法務局にて発行：600円）
  - ・建築確認検査済証の写し  
※紛失した場合は、福岡県京築県土整備事務所建築指導課にて証明書発行のご相談ができます【豊前市 Tel0979-82-3364】（400円、16時まで）
- 平面図もしくは間取り図（福岡県建築住宅センターに依頼の場合のみ）  
※どちらもない場合は、手書きの間取り図でも可
- 印鑑（窓口での書類の記入・訂正のためにお持ちください）

※申請前に耐震診断を行った場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。